

(ご参考：3/26) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。
本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[毎月 11 日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#)、[日本食フォトコンテストも実施中!](#)

1. 経済再開・企業支援情報

(1) (再掲) (事前通知) ワシントン州中小企業助成金 第 4 ラウンド申請のポータルサイトが 3/29 より開始

最大で 2 万 5,000 ドルが支給される[ワシントン州の中小企業助成金の第 4 ラウンド \(Working Washington Small Business Grants: Round 4\)](#) の申請が 3 月 29 日より開始される。申請先となるポータルサイトが 3 月 29 日の朝にオープンし、4 月 9 日午後 5 時に閉鎖される予定。対象となる事業は以下のとおり。

・ワシントン州においてビジネス活動を実施する営利の事業及び個人。申請は 1 事業につき 1 か所に限る

- ・2020年1月以前から事業を行っており、2019年の確定申告をした
- ・売上の少なくとも51%がワシントン州におけるもの
- ・ワシントン州内にある実店舗において営業（事業主の自宅を除く）
- ・2019年の売上総額が2万5000ドル～500万ドル
- ・2019年から2020年の間にCOVID-19関連の公衆衛生及び安全対策により売上減少および/または追加予算がかかった

申請の受付は英語のみだが、ポータルサイトは日本語でも閲覧可能。

(2) 3/25 連邦議会 レストラン活性化基金助成プログラム

連邦議会は、コロナウイルス・パンデミックの影響を大きく受けたレストランやバーに対する助成金を提供するため、「アメリカン・レスキュー・プラン」法に286億ドルの基金を追加した。これにより、レストラン等は、2020年の収益減少分（対2019年比）に基づいて、助成金を申請できるようになる。

対象となる事業体には、レストラン、フード・トラック、ケータリング、バー、醸造所、試験室等の施設が含まれる。一つのレストラン等につき、最大で500万ドルの助成金を要求することが可能となる。1回目及び2回目のPPPローンについては、レストランの助成金の対象から除外される。申請はまだ開始されていないが、[米国中小企業管理庁のページ](#)で詳細を確認することが可能。

レストラン活性化基金助成プログラム・フライヤー：

https://restaurant.org/downloads/pdfs/advocacy/understandingrrf?mc_cid=4ddd5c9901&mc_eid=9eb39598a6

(3) 3/24 キング郡、過去最高となる6億ドルの補正予算案を発表

キング郡のコンスタンティン行政長官は24日、これまでの最高額となる6億ドルの補正予算案を発表した。「アメリカン・レスキュー・プラン」からの拠出金3億3700万ドルに加え、その他の連邦、州、郡予算を財源としており、パンデミック対策費として2億5300万ドル、ビジネス助成や経済再生に9200万ドルのほか、住宅補助、ホームレス対策、チャイルドケア、メンタルヘルス、就業支援、ヘイトクライム対策等への予算が含まれる。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

(4) 3/15 シアトル市が1年間限定で自宅やガレージでのビジネス規制を緩和

シアトル市議会では、自宅や自宅ガレージでのビジネスをしやすくするため、市内の区域規制を緩和する条例を今月15日に承認した。1年間限定の規制緩和で、住宅地における4つのビ

ジネス規制（顧客の受入れは予約制のみ、外部の従業員は1名のみ、掲示できるのは非常に小さい看板のみ、駐車場の取り換え不可）が緩和される。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

(5) 3/25 州知事 K-12 学校における社会的距離を3フィートへ減少することを許可

インズリー州知事は25日、[米国疾病対策センター（CDC）のガイダンス改訂](#)に合わせて、キンダーガーテンから12年生までの学校での社会的距離を、現在の6フィートから3フィートに削減することを許可すると発表した。現時点では、削減は義務ではなく、各スクール・ディストリクトが引き続き生徒を6フィートの間隔に維持することは認められる。

現在、クラス全員が6フィートの社会的距離を保った状態で教室で授業を受けることは困難であることから、多くのスクール・ディストリクト／学校で、対面授業とオンライン授業とのハイブリッドモデルが使用されているが、今回の措置により、より多くの生徒が学校へ戻る事が容易になると期待されている。

本件に関するシアトルタイムズ記事は[こちら](#)。

2. ワクチン関連情報

(1) 3/22 州保健局 ワクチン接種情報の更新

接種状況： 3月22日の時点で、州全体で2,882,195回以上のワクチンが投与されており、これは、プロバイダーや介護プログラムに提供された3,445,130回分のワクチンの79.37%近くに相当する。ワシントン州保健局による接種回数目標（平均45,000回／日）に対し、現在は平均45,841回／日と約2週間ぶりに目標を達成している。

また、22日時点で、ワシントン州民の24.66%が1回目の接種を受け、14.12%が接種を完了している。

(2) 3/24 州保健局 5月1日までに全ての16歳以上がワクチン接種対象に

バイデン大統領が5月1日までに全成人がワクチン接種可能となるよう各州に指示をしていることを受けて、州保健局は24日、5月1日までにワクチン接種対象を全ての16歳以上へ拡大することを[発表](#)した。16歳以上で1つ以上の併存疾患があり、在宅では実施できないハイリスクかつ必要不可欠な業務に従事している者を対象とする「フェーズ2」は4月中（日程は未定）に開始される。

フェーズ	開始日	対象者
フェーズ1A	12/14～	・医療現場でのリスクの高い医療従事者

Tier 1 & 2		<ul style="list-style-type: none"> ・リスクの高いファーストレスポnder ・介護施設の居住者 ・その他医療現場でリスクに晒される全ての労働者
フェーズ 1B Tier 1	1/18～	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の全ての者 ・多世代世帯（年配者や孫など、2世代以上の個人が居住する世帯）の50歳以上のすべての人 ・キンダーガーデンから12年生までを教える教育者及びスタッフ、チャイルドケアプロバイダー
フェーズ 1B Tier 2	3/17～	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクかつ必要不可欠な業務として、閉鎖された空間で働く又は居住しており、かつ一定以上の時間で社会的距離の継続確保ができず多くの人と交流がある、農業・漁船業・食品加工業・食品小売業・刑務所・公共交通機関・消防・法執行機関等に従事する者 ・妊娠中または障害があり、感染によるリスクが高い16歳以上の者
フェーズ 1B Tier 3 & 4	3/31 予定	<ul style="list-style-type: none"> ・2つ以上の併存疾患がある16歳以上の者 ・60歳以上の全ての者 ・集合環境（矯正施設、障がい者のためのグループホーム、ホームレスの状態にある等）で生活している者 ・ハイリスクかつ必要不可欠な業務として、レストランや飲食サービス、製造業、建設業に従事している者
フェーズ 2	4月中（日程未定）	16歳以上で1つ以上の併存疾患があり、在宅では実施できないハイリスクかつ必要不可欠な業務に従事している者
フェーズ 3	5/1（予定）	16歳以上の全てのワシントン州民

※州保健局の最新の[ワクチン接種フェーズ資料](#)や[ガイダンス](#)をご確認ください。

なお、州保健局は障害を持つ方で現フェーズの基準を満たすかが不明な場合は、ヘルスケアプロバイダーに相談することを[勧めている](#)。

（3）3/17 州保健局 ワクチン接種場検索アプリ（最新版）をリリース

州保健局は、郵便番号を入力することで最寄りのワクチン接種場を検索することができるアプリの最新版を[発表](#)。デスクトップ型パソコン・モバイル機器のどちらでも利用が可能で、日本語にも対応している。

(4) 3/20 州保健局 大規模ワクチン接種場で 130,000 回の投与を達成

州保健局は、3月20日時点で州内の4つの大規模ワクチン接種場（スポケーン、リッジフィールド、ウェナチー、ケニウィック）で合計130,000回の投与がされたと[発表](#)。

(5) 3/24 シアトル市 レニエ・ビーチとウェストシアトルのコロナウイルス検査場をワクチン接種場に変更

シアトル市のダーカン市長は、レニエ・ビーチとウェストシアトルにあるコロナウイルス検査場を、3月31日から常設のワクチン接種場に変更することを[発表](#)。シアトル市では現在約6,000回/週のワクチン接種が行われているが、今回の措置により追加で3,000回のワクチンが接種可能となる。

(6) 3/25 米大統領 4月末までにワクチン接種2億回を目指す

バイデン大統領は25日、自身の就任100日目となる4月末までに、米国内でのワクチン接種数を2億回とすることを目指すと発表した。米国疾病対策センター（CDC）によれば、3月24日までに米国内でのワクチン接種数は1億3千万回に達している。

(7) 3/22 ワシントン州最初の連邦ワクチン接種場を開設へ

連邦緊急管理局（FEMA）は22日、ワシントン州保健局やその他の州及び地方政府機関と共同で、コロナウイルス・ワクチン接種センターを3月31日にヤキマ郡の中央ワシントン州フェアパークに開設すると[発表](#)した。これは、6週間の試験的な取り組みとして実施される。また、移動診療所により、必要不可欠な業務でありながら、高い貧困状態にあり、サービスが十分に行き届いていないとされるヤキマ地域及びその周辺の農業コミュニティに対し、1日あたり最大1,200のワクチンを提供するとしている。

当サイトで供給されるワクチンは連邦政府から直接提供され、州及び地方政府への割り当て量とは別となる。

州知事室プレスリリースは[こちら](#)。

(8) (再掲) 州保健局の日本語情報 COVID-19用のワクチン接種について

ワシントン州保健局は、以下リンクにおいて、ワクチン情報含むCOVID-19の情報を日本語で提供していますのでご覧ください。ご自身がいつワクチン接種を受けられるかを調べることができる「[Phase Finder Tool](#)」も日本語化されています（最終更新日：3月17日）。

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/Japanese>

<https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/GettingVaccinated-Japanese.pdf>

3. その他参考情報（ジェトロビジネス短信）

『バイデン米大統領が初の公式会見、ワクチン接種目標や移民、対中関係などに言及』 3/26

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/007150df5b6a8867.html>

『米ジョージアなど南部州で、ワクチン接種対象を16歳以上へ拡大の動き』 3/25

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/789ffd6d47bd7b4b.html>

『米カリフォルニア州日系企業、新型コロナ後も過半数がリモートワーク活用へ』 3/22

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/a729c8f299bb9a32.html>

『米カリフォルニア州知事の解職求める署名が211万件以上に、リコール投票濃厚に』 3/22

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/6afddb00bf8bc93b.html>

『米アマゾン、自社の遠隔医療サービスを一般企業に提供、今夏に全米展開へ』 3/23

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/4e098f3b68016471.html>

引き続きよろしくお願いたします。

（注意点）

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

（免責）

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107